別記様式

入　札　及　び　契　約　状　況　表

番　　号	第８－１	工事（委託業務）名	ニセコ積丹小樽海岸国定公園 盃野営場管理施設等再整備工事	場所	泊村大字興志内村字茂岩	種別	森林土木

入札方法	（条件付・制限付・地域限定型）一般競争入札・（公募型・通常）指名競争入札・随意契約		
入札公告・指名通知日	令和８年７月１３日	入札執行日時	令和８年８月２１日13時30分

予　定　価　格	入札書比較価格	最低制限価格	低入札価格調査基準価格
11,253,000円	10,230,000円	10,120,000円	

入札参加資格者名（指名業者名）	入札金額（単位：円） 第１回	第２回	第３回	摘　要
株式会社三栄工業	11,400,000円	10,400,000円		不落随契

資格不適格業者（非指名業者）名	理　由

契約者名	株式会社三栄工業	住所	小樽市色内３丁目１２番地１号
契約金額	11,000,000円	期間	令和８年８月２７日～１１月３０日
概　　要	管理道路・防護柵・土留めの再整備		

一般競争入札参加資格要件

入札参加希望者は、単体企業であって、次に掲げる要件に該当するものとする。
（１）発注工事に対応する令和８年度に有効な道の競争入札参加資格のうち建築工事の資格及び建設業法（昭和 24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
（２）北海道における建築工事の競争入札参加資格がＣ等級以上に格付けされていること。
（３）制限付一般競争入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
（４）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
（５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
（６）建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業者であること。
（７）後志総合振興局又は石狩振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式１号）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有すること。
（８）過去15年間（平成23年度（2011年度）以降）に、発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。
　なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
（９）次の要件を満たす者を監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第３項第１号の規定の適用を受ける監理技術者等又は同項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合若しくは同法第26条の５第１項の規定の適用を受ける監理技術者等（以下「営業所特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。
　なお、工事１件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。
　ア　建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。
　イ　競争参加資格確認申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。
（10）上記（９）ただし書きにおける専任特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次のア又はイの要件及びウ～エの要件を満たしていること。
　ア　建設業法第26条第３項第１号の規定の適用を受ける監理技術者等を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
　(ｱ) 本工事及び他の工事それぞれの請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。
　(ｲ) 本工事現場と他の工事現場との間（以下、「工事現場間」という。）の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の片道の移動時間がおおむね２時間以内であること。
　(ｳ) 入札参加者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。
　(ｴ) 本工事に配置する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。
　なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。
　(ｵ) 本工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。
　　なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものであること。
　(ｶ) 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
　a　建設業者の名称及び所在地
　b　監理技術者等の氏名
　c　監理技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第１項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
　d　本工事に係る次の事項
　(a) 工事の名称及び工事現場の所在地
　(b) 工事の内容（建設業法別表１上段の建設工事の種類）
　(c) 工事の請負代金の額
　(d) 工事現場間の移動時間
　(e) 下請次数
　(f) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
　(g) 施工体制を把握するための情報通信技術
　(h) 現場状況を把握するための情報通信機器

		(ｷ) 監理技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。 (ｸ) 監理技術者を設置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。 イ　建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。 (ｱ) 建設業法第26条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。 (ｲ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。 なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例の場合の監理技術者等に求める技術検定種目と同じであること。 (ｳ) 監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。 (ｴ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ｵ) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (ｶ) 監理技術者が兼任できる工事は、後志総合振興局管内の工事でなければならない。 ウ　同一の専任特例の場合の監理技術者等を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。 エ　専任特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (11) 上記（９）ただし書きにおける営業所特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次のア～ウの要件のいずれかを満たしていること。 ア　監理技術者等を専任で配置する必要がある工事は、以下の全てを満たすこと。 (ｱ) 特定営業所技術者若しくは営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。 (ｲ) 兼務する工事の数は、１を超えないこと。 (ｳ) 本工事の請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。 (ｴ) 営業所から本工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ本工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、本工事現場と営業所との間の片道の移動時間がおおむね２時間以内であること。 (ｵ) 入札参加者が注文者となる下請契約から数えて、下請次数が３を超えないこと。 (ｶ) 本工事に配置される営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。 なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。 (ｷ) 本工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。なお情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。 (ｸ) 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、本工事現場に備え置くこと。 a　建設業者の名称及び所在地 b　営業所技術者等の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称 c　営業所技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第１項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績 d　本工事に係る次の事項 (a) 工事の名称並びに契約を締結した営業所及び工事現場の所在地 (b) 工事の内容 (c) 工事の請負代金の額 (d) 営業所から本工事現場への移動時間 (e) 下請次数 (f) 連絡員の氏名、所属会社及び工事に関する実務の経験の内容 (g) 施工体制を把握するための情報通信技術 (h) 現場状況を把握するための情報通信機器 (ｹ) 営業所技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。 (ｺ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (ｻ) 営業所特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (ｼ) 監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。

		イ　監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成15年４月21日付国総建第18号）は、以下の全てを満たすこと。 (ｱ) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。 (ｲ) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。 (ｳ) 営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。 (ｴ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ウ　監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（上記イの場合以外）は、上記アの要件を全て満たすこと。 (12) 専任特例の場合の監理技術者等を活用する場合は営業所特例の場合の監理技術者等を活用できず、営業所特例の場合の監理技術者等を活用する場合にあっても、上記（10）ア～ウの併用はできない。 (13) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。 (14) 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。 (15) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。 なお、（14）及び（15）における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。 また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第４条第２項に該当しない。 ア　資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。 (ｱ) 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合 (ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ　人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ｱ）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。 (ｱ) 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第２条第１項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合 (ｲ) 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を兼ねている場合 ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

落札金額は、上記の入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。

注　１　入札方法の欄には、該当する入札方法をマルで囲むこと。　２　入札金額欄には、必要に応じ「無効」、「辞退」等を記載すること。　３　摘要欄には、「落札・落札率○○.○%」、「不落随契」等の記載をすること。　４　落札率は、小数点以下第２位を四捨五入して記載すること。　５　不要な欄等については、抹消して使用すること。　６　この様式は、工事等の内容に応じ、適宜変更して使用すること。